

第4次伊賀市地域福祉計画に盛り込むべき事項

別紙1

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	ク 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	カ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	キ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	ク 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	ケ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	ク 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	ク 全庁的な体制整備
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

※「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日社援発1212第2号厚生労働省子ども家庭局長・社会援護局長及び老健局長連名通知）による